

必見！ 社有車を 10台以上 お持ちの社長様

大好評！ 独自の「選択型」フリート契約のご案内



【フリート契約の概要】

1 契約者が所有・使用されるお車の総契約台数が 10 台以上の場合をいいます。
西日本自動車共済協同組合では、損害保険会社によくみられるA方式（包括方式）のほか独自のB方式（個別方式）があり、事業特性やリスクに応じてA方式・B方式を選択できます。



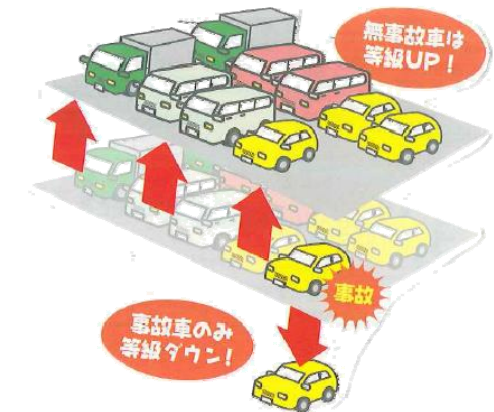

A方式（包括方式）とは

- 成績（損害率）により決定されたフリート割引・割増を、全車両まとめて適用する方式

<メリット>	<デメリット>
 <p>事故を起こしても全体の損害率が軽微なら一斉に割引率がアップします</p> <p>事故を起こしても、全体の損害率が軽微なら一斉に割引率アップ！</p>	 <p>一度の大きな事故で無事故のお車も含め全体的な割引率がダウンし、全体の共済掛金が高くなってしまいます</p> <p>一度の大きな事故で全体の共済掛金が高くなる。無事故車両も含め全車両割引率ダウン！</p>

B方式（個別方式）とは **共済独自**

- お車 1 台ごとにノンフリート等級別割引・割増・事故有期間を適用する方式

<メリット>	<デメリット>
 <p>無事故車は等級UP！</p> <p>事故車のみ等級ダウン！</p>	<p>事故を起こしたお車は等級がダウン（共済掛金が増えます）しますが、無事故のお車は等級がアップし共済掛金はお安くなります</p>
<h1>選べます！</h1>	
<p>なるほど！ 納得！ さて、わが社は</p> 	

＝お問合せ・お見積りのご依頼は＝

【取扱代理所】
アライアンス 株式会社
〒892-0828
鹿児島市金生町7-8 鹿児島金生町ビル
TEL：099-216-8880
FAX：099-227-2000

西日本自動車共済協同組合

（担当支部） 鹿児島県支部
鹿児島市谷山港2丁目4-10
TEL 099-261-0115
（本部） 福岡市博多区東比恵2-15-25
TEL 092-441-5901（代表）
ホームページ <http://nishijikyoo.com/>

このチラシは、平成24年10月1日現在の西日本自動車共済協同組合における「フリート契約」についてその一部を記載したものです。自動車共済の補償・特約の内容（特に共済金をお支払いできない場合等）・割引等の詳細のほか、代理所の業務・信用リスク等共済制度に関する重要事項につきましては、「自動車共済総合パンフレット」等にてご確認ください。【承認番号】NJ970.1305.0032.140522